

令和7年1月21日

新宮町長 桐島 光昭 様

新宮町新体育館建設庁内検討委員会
委員長 田中 真人



新体育館建設の事業実施の要否の検討について（報告）

標記の件について、令和6年10月28日付け新宮町訓令第7号により新宮町新体育館建設庁内検討委員会（以下、「本委員会」という。）を設置し、所掌事務である新体育館建設の事業実施の要否の検討について、町体育施設の現状、施設利用者の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、慎重に議論、審議を重ねてきました。その結果、本委員会としては、事業を実施することが望ましいとの結論に至りました。なお、今後の事業実施に当たっては、以下の検討結果や課題を踏まえ、引き続き慎重な検討が求められます。

1 事業実施の要否の検討結果について

新体育館建設事業について、スポーツ協会をはじめとする体育施設利用者のニーズのほか防災力強化の必要性が高まっている等の状況を勘案し、町内でスポーツができる環境の整備・充実を図ることが、併せて防災、避難所機能の充実や子どもの居場所づくり、地域交流の場の提供といった行政課題に対応するための拠点を整備することにつながる。また、学校施設内の体育館では学校活動が優先され、特に昼間の利用に制限があったが、新体育館の建設により利用の幅が広がることで、住民の健康増進の取り組みや地域団体及び民間事業者が新たに事業を展開することが期待されることから、新体育館が住民の福祉に資する効果は大きく、事業を実施することが望ましい。

2 事業実施に際しての課題について

- 新たな施設の規模や機能については、他の公共施設との連携を図ると共に、スポーツ施設としての機能だけでなく、多岐にわたる行政課題に対応できる施設となるよう整理、検討が必要である
- 施設利用者のニーズを踏まえ、平日夜間や土日祝日の昼間の時間帯の利用拡大の要望に応えるだけでなく、平日昼間の利用策の検討が必要である
- 財源については、補助金や地方債、民間手法等の活用を検討し、町の財政負担を減らし、過剰な投資とならないよう、事業を実施すべきである

